防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）	第七条	十三　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）	十三　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員 十四　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）
防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）	第六条第二項	［略］	［略］
		［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）	第七条	十三　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）	十三　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員 十四　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）
防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）	第六条第二項	［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］

附　則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。